

## 令和6年度第2回独立行政法人造幣局契約監視委員会議事概要

開催日時及び場所 令和6年12月16日（月）13時30分～14時30分 造幣局会議室

委員 瀧 洋二郎（浅岡・瀧法律会計事務所 弁護士）  
石田 眞得（関西学院大学法学部 教授）  
松尾 健一（大阪大学大学院高等司法研究科 教授）  
桑田 周一（独立行政法人造幣局 監事）  
木股 英子（独立行政法人造幣局 監事）

審議対象 個々の契約案件の事後点検【令和6年度上期（4月～9月）】

- |                          |      |
|--------------------------|------|
| （1）新規の随意契約となった案件         | 5件   |
| （2）2か年度連続一者応札・応募契約となった案件 | 3件   |
| ・うち一般競争入札で一者応札のもの        | （0件） |
| ・うち公募で一者応募のもの            | （3件） |

調達等合理化の推進に向け議論すべき事項

- （1）随意契約における予定価格の適正性及び価格合理性の担保に係る点検
  - ・随意契約及び一者応札・応募契約におけるいわゆる落札率（契約金額／予定価格）による点検
- （2）合理化計画の実施状況の点検
  - ・契約全体の一覧表による点検

委員からの意見・質問、それに対する回答等

下記のとおり

委員会による意見の具申又は勧告の内容

特になし

主な意見・質問	回答
<p>『個々の契約案件の事後点検』について (競争性のない随意契約について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レーザー加工装置(レーザー発振器)修理について、緊急であれば今後も競争入札は難しいと思うが、例えば定期的に検査をして、壊れそうだとか不具合が見つければ入札で調達するというようなことは考えていないのか。</li> </ul> <p>(一者応札・応募となった案件について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公募で一者応募のものについて、改善のための措置として「入札への参加者を募る官報公告の実施」と記載されたものとそうでないものがあるが、違いは何か。</li> <li>・公募による修理については一者しかできないものということだと思うが、どのぐらいの頻度でこういう修理が必要になるのか。</li> <li>・事業者等からの聴き取りとして、「代理店契約を理由にメーカーが複数社への見積を拒んでいる」とあるのはどういうことか。</li> </ul> <p>『合理化計画の実施状況の点検』について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低入札に絡む案件として、ある者が複数の調達を落札したが債務不履行となり契約を解除したことにより再調達した案件があったが、再発防止の措置は考えているのか。</li> </ul>	<p>そうすべく実際に点検しながら作業しているが、今回は点検項目ではなかったところから不具合が生じたことから緊急随契による修理が必要となったものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業者以外では知り得ないノウハウが必要な修理等と違い、貨幣材料については過去に複数者による競争があった時期があることから、一般競争入札への参加者を募る手続きを加えて行っているものである。</li> <li>・経年劣化のほか(使用状況により)定期的に交換が必要となるものもあるため、一概にその頻度というのは言えないが、10年前に比べれば一者応募に占める機械装置の割合が増えているという印象がある。</li> <li>・該当する契約は相手方が商社になっており、その下にメーカーがいる。メーカー側は造幣局との契約の窓口を代理店に絞っていることから、代理店以外と契約することが難しいというものである。</li> <li>・今回の落札者は入札案内を受け取ってから応札までの間に調達原課への問合せ等がなかったことから、仕様や金額の見積を誤ったまま入札に参加した可能性がある。これまでは契約窓口で契約関係書類として仕様書を渡していたが、調達前の技術的対話を更に丁寧に行う必要があると考えている</li> </ul>

	<p>ことから、今後は確実に調達原課が仕様の内容を説明でき、相手側の理解度を確認できる機会を得るため、仕様書は調達原課が直接渡すなど書面と口頭で説明するよう見直しを行い、既の実施している。</p>
--	--